

保育士特定登録取消者管理システム説明会

令和6年1月31日
こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に係る準備

主体	何を	いつまで	どこに (提出先)	どのように (提出媒体)
こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ①初期データ登録依頼 ②利用者情報登録依頼 ③ID付与 	<ul style="list-style-type: none"> 12月末 1月下旬 2月下旬以降順次 	<ul style="list-style-type: none"> ①都道府県 ②都道府県等 ③施設・事業所及び市区町村 	
都道府県・指定都市・中核市 (指定都市・中核市は②及び③のみ。)	<ul style="list-style-type: none"> ①初期データ提出 (特定登録取消者情報の提出) ②所轄する施設・事業所の利用者情報の収集依頼 ③利用者情報の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 1月22日 (以後、随時提出) 1月下旬 2月下旬目途 	<ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭庁 ②市区町村等 ③こども家庭庁 	<ul style="list-style-type: none"> エクセルデータ メールによる依頼 電子フォームによる提出
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ①所轄する施設・事業所の利用者情報の収集依頼 ②利用者情報の提出 ③IDの付与 	<ul style="list-style-type: none"> 1月下旬 2月下旬目途 2月下旬以降順次 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・事業所 ②こども家庭庁 ③こども家庭庁より 	<ul style="list-style-type: none"> メールによる依頼 電子フォームによる提出
施設・事業所 (データベースを活用する施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者情報の提出 ②ID付与 ③初回ログイン完了 	<ul style="list-style-type: none"> 2月下旬目途 2月下旬以降順次 3月末まで 	<ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭庁 ②こども家庭庁より 	<ul style="list-style-type: none"> 電子フォームによる提出

1. 制度/システム構築の背景
2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について
3. 検索対象となる保育士の範囲について
4. データベースの活用方法について
5. 施行に向けた準備作業について

1. 制度/システム構築の背景

2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について

3. 検索対象となる保育士の範囲について

4. データベースの活用方法について

5. 施行に向けた準備作業について

○制度/システム構築の背景

令和3年 第204回通常国会

幼稚園教諭などを含む教育職員等について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、資格管理の厳格化が規定された。

※教員職員等を対象とする「特定免許状失効者等」に係るデータベースは令和5年4月より稼働開始。

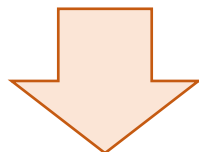
令和4年 第208通常国会

保育士については、「**児童福祉法等の一部を改正する法律**」(以下、「**改正法**」という。)により、教育職員等と同様、児童へのわいせつ行為により保育士資格の登録を取り消された者について、再登録の際、厳格な審査を求める等、資格管理の厳格化が規定された。

本改正法の規定に基づき、「特定登録取消者」(児童生徒性暴力等を行ったことにより、都道府県知事により保育士の登録を取り消された者等)の情報について、保育士を任命雇用する者が活用することができるデータベースを**改正法の公布の日(令和4年6月15日)から2年以内に整備**することとされた。

令和5年12月22日 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令公布

データベースに関するの運用の**施行期日が令和6年4月1日**とされた。



○データベースの法律上の位置づけ (改正法第18条の20の4)

- ・ **国は**、特定登録取消者の氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報等の事項に係る**データベースを整備する**。
- ・ **都道府県知事は**、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、その情報を**データベースに迅速に記録する**。
- ・ **保育士を任命し、又は雇用する者は**、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、**データベースを活用する**。

1. 制度/システム構築の背景
2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について
3. 検索対象となる保育士の範囲について
4. データベースの活用方法について
5. 施行に向けた準備作業について

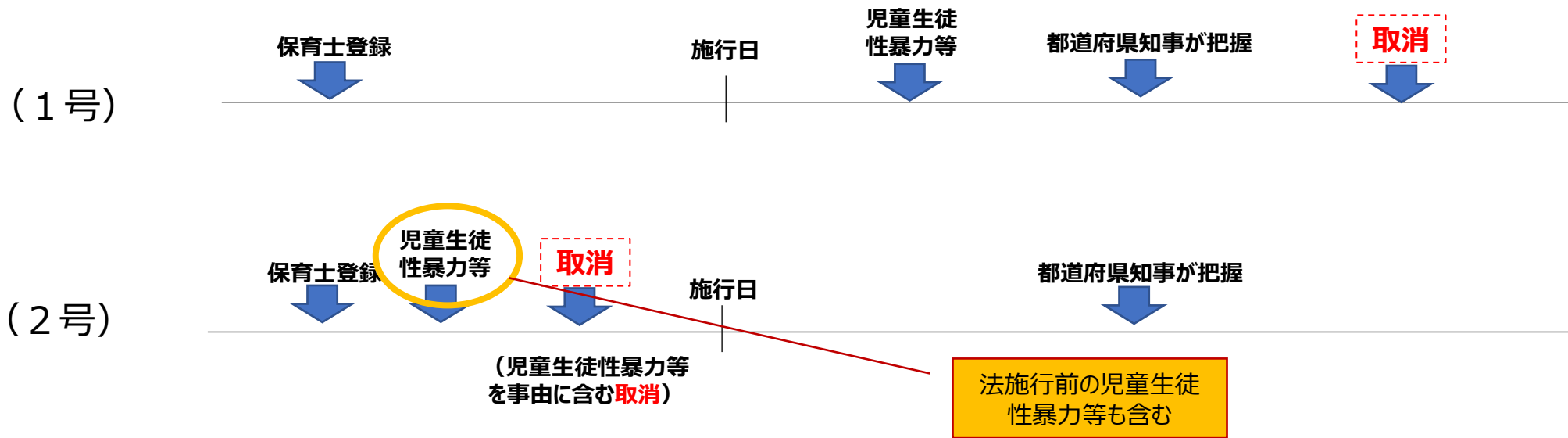
○「特定登録取消者」とは

改正法第18条の20の4（国は以下の者についてのデータベースを整備する。）

- ① **児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者。**（1号）
- ② 上記以外の者で、保育士登録を取り消された※もののうち、**保育士登録を受けた日以後の行為※が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者。**（2号）

※法施行前の取消や、法施行前の行為も含む。

考え方のイメージ



○「児童生徒性暴力等」とは

児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号）➡不同意性交罪など
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第2号）➡不同意わいせつ罪など
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号）➡性的な姿態を撮影した映像の要求等（いわゆる自撮り要求等）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第4号）イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。➡いわゆる迷惑防止条例等（痴漢・盗撮等）
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（教育職員性暴力等防止法第2条第3項第5号）。➡悪質なセクハラ等

○データベースに記録すべき特定登録取消者情報の主な項目

※)児童福祉法第18条の20の4第2項により、**都道府県知事**がデータベースに記録する情報です。

- **氏** ※取消時の登録簿の氏と異なる場合はその氏も併せて対象。
⇒保育士資格の取り消しを受けた者の登録簿情報(以下登録簿)の氏
⇒登録簿の氏の「フリガナ」
- **名** ※取消時の登録簿の氏と異なる場合はその氏も併せて対象。
⇒登録簿の名
⇒登録簿の名の「フリガナ」
- **生年月日** ⇒生年月日
- **登録番号** ⇒登録簿の保育士登録番号
- **登録日** ⇒登録簿の保育士登録日
- **登録者** ⇒登録簿の都道府県名
- **取消年月日** ⇒保育士登録の取消年月日
- **取消事由** ⇒改正法第18条の19第1項の各号の該当の有無
※1号-改正法第18条の5各号(禁錮刑等)、2号-虚偽不正による保育士登録があった場合、3号-児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合
- **児童生徒性暴力等に関する情報** ⇒「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第2条第3項各号の行為
※1号-刑法第177条の不同意性交等罪など、2号-刑法第176条の不同意わいせつ罪等、3号-刑法182条16歳未満に対するわいせつ目的での面会要求、4号-迷惑防止条例により禁止される痴漢行為や盗撮等、5号-児童生徒等を不快にさせる性的な言動(セクシュアル・ハラスメント等)

1. 制度/システム構築の背景
2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について
- 3. 検索対象となる保育士の範囲について**
4. データベースの活用方法について
5. 施行に向けた準備作業について

○「保育士」について

- 対象となる「保育士」は保育士（**保育士登録を受け、保育士の名称を用いて**、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者）として任命又は雇用される者とする。

※保育士資格を有するのみの者は対象外。

※保育士登録を行っていても、「保育士」の名称を用いて業務に従事していない者は対象外。

○「任命し、又は雇用する者」について

- 「保育士」として**任命し、又は雇用する施設・事業者をデータベース活用の対象**とする。

※ 児童福祉法第18条の4に規定する「**保育士**」を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による**指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるもの**に対しデータベース利用のIDを付与する。（次ページ「対象施設・事業一覧」）

※ またこの他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中

- 機微な個人情報を扱うこととなるデータベースの特性に鑑み、各施設・事業者においてデータベースを活用できる者は、**施設又は法人の「採用責任者」(※)**に限定する。

※「採用責任者」は、当該施設・事業所における**任命権者又は雇用主（任命権者等）**、もしくは任命権者等から**保育士の採用に関する権限を付与されている者**とする。（例えば、公立の施設・事業所の施設長又は市区町村採用責任者(人事担当課長等)、私立の施設・事業所の施設長、法人の長等）

【ID付与の対象となる施設・事業所の考え方】

児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令上明らかであり、さらに、施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、加えて、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令上明らか」であることの考え方

- ①保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等
- ②保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ③保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

- | | | |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| ・ 保育所 | ・ 乳児院 | ・ 幼保連携型以外の認定こども園 |
| ・ 幼保連携型認定こども園 | ・ 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関） | ・ 認可外保育施設
（届出をしているもの） |
| ・ 児童養護施設 | ・ 母子生活支援施設 | （企業主導型保育事業を含む） |
| ・ 福祉型障害児入所施設 | ・ 一時預かり事業 | （個人のベビーシッターを除く） |
| ・ 医療型障害児入所施設 | ・ 女性自立支援施設 | ・ 家庭的保育事業 |
| ・ 児童発達支援センター | ・ 女性相談支援センター | ・ 居宅訪問型保育事業 |
| ・ 児童心理治療施設 | ・ 児童発達支援
（児童発達支援センターで行われるもの以外） | |
| ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型） | ・ 放課後等デイサービス | |
| ・ 事業所内保育事業 | ・ 一時保護施設 | |
| ・ 病児保育事業 | ・ 預かり保育（子子法に基づくもの） | |

注) ここに挙げている施設等について、データベースの活用上の差異はありません。(活用方法や、開始時期が異なることはありません。)

1. 制度/システム構築の背景
2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について
3. 検索対象となる保育士の範囲について
4. データベースの活用方法について
5. 施行に向けた準備作業について

○「保育士を任命し、又は雇用しようとするとき」について

- 保育士を**任命し、又は雇用しようとするとき**※にデータベースによる検索を行うものとする。

※ 検索対象者を可能な限り限定する観点から、検索のできる具体的なタイミング(内定時等)について調整中

※ 法施行時点（令和6年4月1日）で**既に保育士として雇用されている者については、データベースの利用はできない**ことに留意。

※ 令和6年4月1日採用の者など、法施行前に採用内定を行った者については、データベースの対象とならない。

- なお、施設・事業所の採用責任者が本データベースで採用内定予定者等の情報を検索することは、個人情報保護法第20条第2項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は不要であるが、採用公募等の段階において、**本データベースで検索を行う旨等についてをあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。**

○「データベースを活用する」ことについて

- 施設・事業所の採用責任者は、保育士として「任命し、又は雇用しようとする者」のIDを付与されている施設・事業所は、「氏名」及び「生年月日」をデータベース上の情報と照合することにより、**特定登録取消者に該当するかどうかを確認**※する。

※ 特定登録取消者に該当する場合のみ、掲載情報が表示され、それ以外は「非該当」と表示する。

- 登録取消し以降の改名等のケースも考えられることから、現在の氏名と**併せて旧姓や改名前の氏名（判明している場合）でもデータベースを検索する**ものとする。
- 特定登録取消者に該当することがデータベースにより判明した場合、**その情報を端緒として**、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、**十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う**必要がある。

データベースの活用による取扱いの詳細等については、今後、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和5年7月13日こ成基第65号)の改訂等において整理周知する予定。

機微な個人情報を取り扱うデータベースであることを踏まえ、I Dを付与された施設・事業者の採用責任者には、以下の対応等を求める予定。（※詳細につき調整中）

- 施設又は法人の**採用責任者**に対し1つのI Dのみ付与
- 事業所内での**アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定**
- **多要素認証（個人メールへの確認コードの送付）を採用責任者に紐づける**ことにより、権限・責任のない者のデータベース利用を防止
- 採用責任者は、I D付与時に**誓約について確認**※
※不正利用をしないこと、パスワードを厳重管理すること、故意過失に関わらず情報漏洩が発生した際は、こども家庭庁への速やかな報告を行う等を遵守すること等を想定
- データベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、**各機関において使用記録（検索対象者の記録を含む。）を保管**
- 利用I Dにおいて**不審な操作が確認された場合は**こども家庭庁（保守・運用事業者）からの警告に従い**データベースの一時使用停止**、こども家庭庁による事情聴取への対応などを行う。
- **採用責任者が異動した場合、施設・事業所が認可取消し・廃止等**になった場合、速やかに**I Dの変更・又はI D抹消等の手続きを行う**

等

1. 制度/システム構築の背景
2. 記録の対象となる「特定登録取消者」について
3. 検索対象となる保育士の範囲について
4. データベースの活用方法について
5. 施行に向けた準備作業について

【記録の根拠】

- データベースへの特定登録取消者の記録は、改正法18条の20の4等に基づく、都道府県に課された義務となります。

【18条の20の4】都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したときは、(略)データベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

【初期記録について】

- データベースへの初期登録については、平成15年11月29日(保育士資格の法定化)から、令和5年11月30日までの間に、特定登録取消者に該当する者の情報をシステム構築事業者に提供いただき、システム構築事業者が都道府県から提供された記録情報をデータベースに登録します。

【データベース（特定登録取消者情報の記録用）への利用者登録】

- 各都道府県の特定登録取消者情報の記録を担当する職員を、データベースの利用者として登録します。（多要素認証によるログイン確認が必要。1都道府県あたり3つのIDを配布を想定。）

【データベース稼働後の記録】

- なお、初期記録後(初期記録の方法により難しい場合含む。)については、児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者の情報を、都道府県において、直接、データベースに登録いただきます。

【データベース活用の根拠】

○ データベースの活用は、改正法第18条の20の4第3項に基づき、施設・事業者に課された義務となります。

【18条の20の4第3項】保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、雇用しようとするときは、(略)データベースを活用するものとする。

【データベースへの利用者情報の登録】

○ 各都道府県及び市区町村を經由して、施設・事業所においてデータベースを利用する者(採用責任者)の情報を登録する。

こども家庭庁より、各都道府県及び市区町村を經由し、施設・事業者に対しURLの送付を行います。施設・事業者は当該URLにログインしていただき、定められた電子フォームに必要事項(施設情報、採用責任者情報、多要素認証に必要なメールアドレス等)を入力し登録していただきます。

施設・事業者から直接回答を受けた利用者情報について、こども家庭庁にて取りまとめ、後日、各都道府県及び市区町村に確認を依頼する予定です。

【重要ポイント】 電子フォームによる利用者情報登録において、2種類のメールアドレスを登録していただきます。

①**第1メールアドレス**：IDの送付先として設定していただくメールアドレス(市区町村とやりとりしている施設代表メールアドレス等)

②**第2メールアドレス**：利用者を限定するとともに安全管理措置の観点から、データベースに唯一ログインできる者(採用責任者)の個人として利用するメールアドレス(個人携帯や施設で利用している採用責任者固有のメールアドレス) ⇒多要素認証の確認の際に必要となるものです。

※利用者情報の登録に用いる電子フォームは、こども家庭庁において安全性が確認されたフォームを利用しています。

※登録された利用者情報は、「保育士特定登録取消者管理システム」においてのみ活用します。

【採用責任者への I D の払出し】

○ 利用者情報の確認ができた者に対して、こども家庭庁(システム構築事業者)から直接 I D の払出しを行います。

電子フォームにより登録いただいた利用者情報に記載されたメールアドレスに、こども家庭庁(システム構築事業者)より I D の払出しを行います。

【データベースへの初期登録について】

○ I D の払出しを受けた施設・事業者は、データベースを活用するための初期登録として、多要素認証によるログインを行います。

⇒データベースへの【登録完了】となります。

データベースへの初期登録の際、「データベース利用者の義務」(スライド18) などデータベースの利用約款に同意することが求められます。

採用責任者がデータベースを利用する際、セキュリティ確保上、ログイン時に多要素認証として第 2 メールアドレスに送付される確認コードの入力が要求されます。

データベースを利用する際、前回利用した PC と異なる PC によりログインしようとした場合、安全管理上、2 段階の多要素認証が行われます。

利用者情報の登録について

【施設類型・採用形態等の違いによる I D 等の払出しについて】

施設・事業所においては、保育士を採用するにあたり、**対象施設類型や採用形態によって、同一自治体・法人・施設内でも採用責任者が異なることが想定されます。**

すなわち、公立施設（公設公営）において、対象施設類型、採用形態等によって自治体の採用責任者（所管課）が異なる場合、民間施設において、同一法人内の施設ごとに、又は採用形態ごとに、異なる採用責任者が存在する場合など、データベースを利用する際、対象施設類型や採用形態等に応じて、データベースを利用する者(採用責任者)として、誰を指定するべきか悩まれることかと思えます。

したがって、上記の解決の一助となるよう、主にご質問の多い事項等について、ポイントとなる点としてQ&A及び「利用者情報登録」の考え方について、参考として整理していますので、これらの考え方を踏まえ適切な利用者情報の登録をお願いいたします。

「利用者情報登録」について

～「採用責任者」を電子フォームで申請する際に留意すべきこと～

- 施設等及び自治体における採用形態等の違いを踏まえ、主な例として5つあげ、データベースの利用者情報の登録にあたり、**注意すべきポイント**についてまとめたものです。

注) 「利用者情報登録」については、例示に限らず、対象となるすべての法人、施設類型及び自治体において同様の考え方となります。
なお、全ての採用形態をカバーしているものではありませんが、5つの例を参考として適切に「利用者情報登録」を行ってください。

【ポイント】

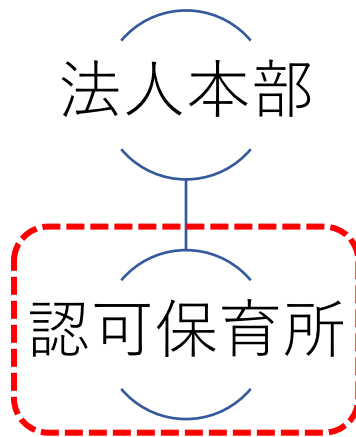
- ☞ 基本的に、**1 採用責任者 1 つの ID** を付与すること。
※ただし、法人内及び施設間、及び自治体内において、採用形態等が異なる場合はこの限りではありません。
- ☞ 「採用責任者」として ID が付与されると、その者に対し、厳格な安全管理措置が課されること。
- ☞ 本データベースは機微な個人情報を扱うこととなるため、不正利用や情報漏洩防止等の観点から、**同一人物に対する払出しは 1 つの ID とし、利用者情報の登録は重複しないようにしてください。**
- ☞ 法人・施設、自治体においては、採用形態として、
 - ・採用に関して法人本部の人事担当責任者、あるいは自治体の人事担当課で一括で行っている場合、
 - ・採用を法人本部で行わず各施設等それぞれで行っている場合、
 - ・法人内でも法人本部で常勤職員、各施設等で非常勤の者の採用を行っている場合、
 - ・施設内の事業ごとの採用責任者が異なる場合
(例えば、病児保育併設型保育所などであって、病児保育事業と認可保育所の採用責任者が異なる場合など)、
 - ・施設内でも常勤・非常勤ごとの採用責任者が異なる場合、
 - ・公営施設において、自治体内に施設類型ごとや正職員と会計年度職員の別により採用責任者が異なる場合、
など、さまざまは採用形態が想定されることから、「利用者情報登録」の際は、十分連携の上、登録する必要があること。
- ☞ 「利用者情報登録」は**現在の採用権限などの変更を求めものではありません。**
したがって、現在の法人・施設又は自治体における採用の実態を踏まえ、柔軟な登録が可能であること。
ただし、**同一人物に対する払出しは 1 つの ID としてください。**



「1つ」のID付与

① 1法人で1施設を運営している場合

※この場合、「法人本部」又は「認可保育所」の**いずれか**に対しID付与



※「認可保育所」に採用責任者がいる場合

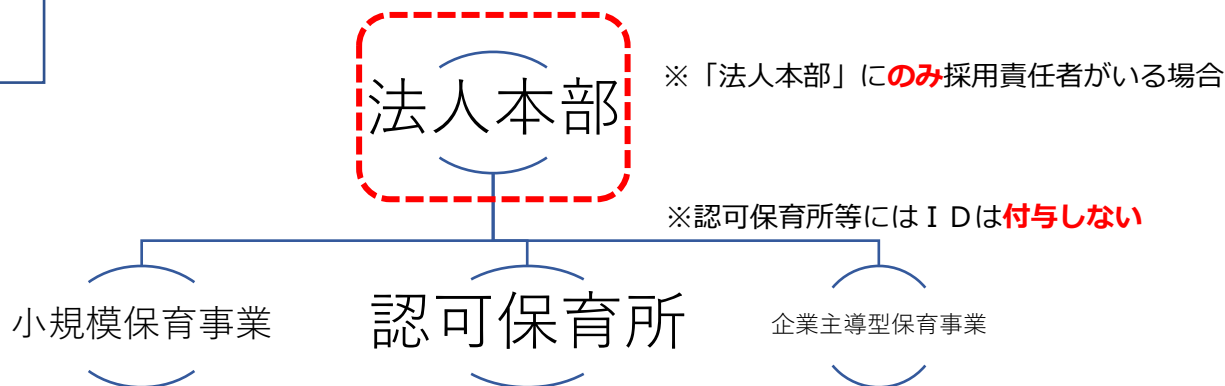
重要ポイント

•この事例は、1法人が1施設を運営している場合であり、さらに、「認可保育所」で採用業務を行っている事例です。この事例においては、「認可保育所」にいる施設長などの「採用責任者」に対してIDを付与することを想定しています。一方、例えば採用業務を「認可保育所」ではなく「法人本部」において行っている場合については、「採用責任者」は法人本部にいることから、「法人本部」の「採用責任者」に対してIDが付与されることとなります。

要するに、「採用責任者」が「法人本部」にいるのか「認可保育所」にいるのかどうかということにより、「利用者情報登録」を法人本部が行うのか認可保育所が行うのか判断することとなります。

②-1 法人本部で全ての運営施設等の採用業務を行っている場合

「1つ」のID付与



最

重要ポイント

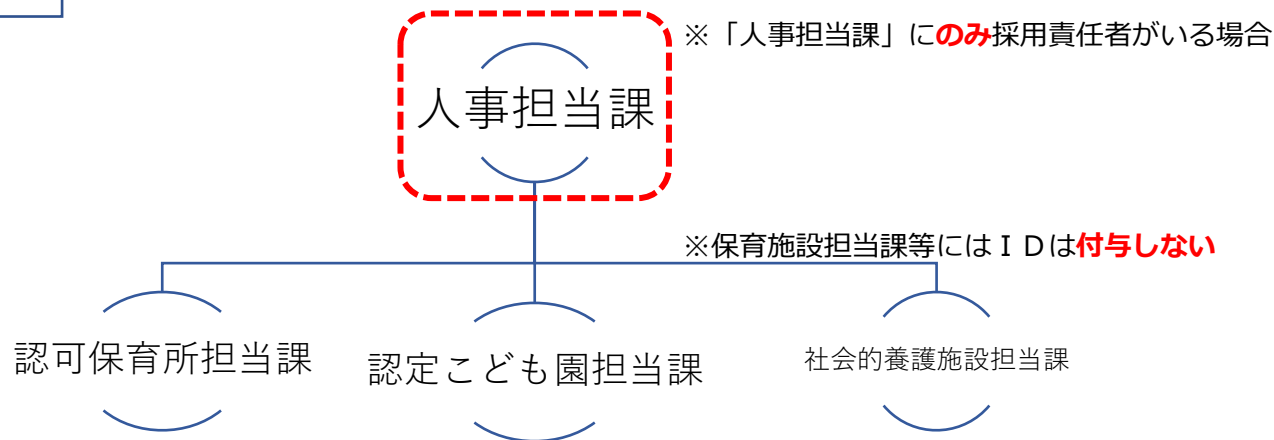
この事例は、法人本部の「採用責任者」により採用業務を一括で行っている場合です。この場合、「法人本部」にのみIDが付与され、各運営施設等には付与されません。一方、電子フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われます。したがって、「利用者情報登録」に当たっては、法人本部と各運営施設等において、各施設・事業所から同一人物を重複して登録することがないように事前に調整し、「利用者情報登録」をする必要があります。

自治体担当者向け

※以下のほか、採用形態に応じて、他の類型を参考として適切かつ柔軟に対応願います。

②-2 人事担当課で全ての各施設等担当課の採用業務を行っている場合

「1つ」のID付与



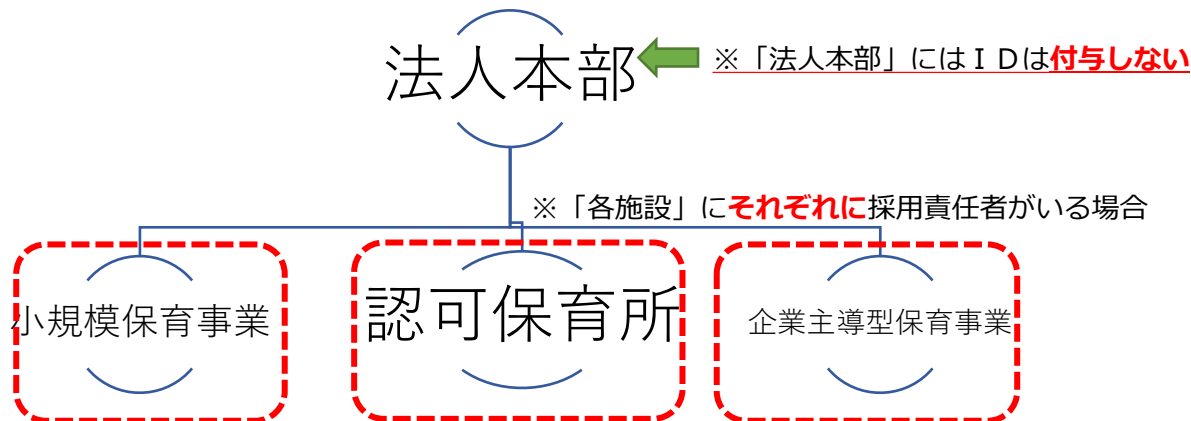
最

重要ポイント

・この事例は、本庁人事担当課の「採用責任者」により採用業務を一括で行っている場合です。この場合、「人事担当課」にのみIDが付与され、各施設等担当課には付与されません。したがって、「利用者情報登録」に当たっては、本庁人事担当課と各施設担当課等において、**「採用責任者」を重複して登録することがないように事前に調整し、「利用者情報登録」をする必要があります。**

「1つ」のID付与

③各施設等で採用業務を行っている場合



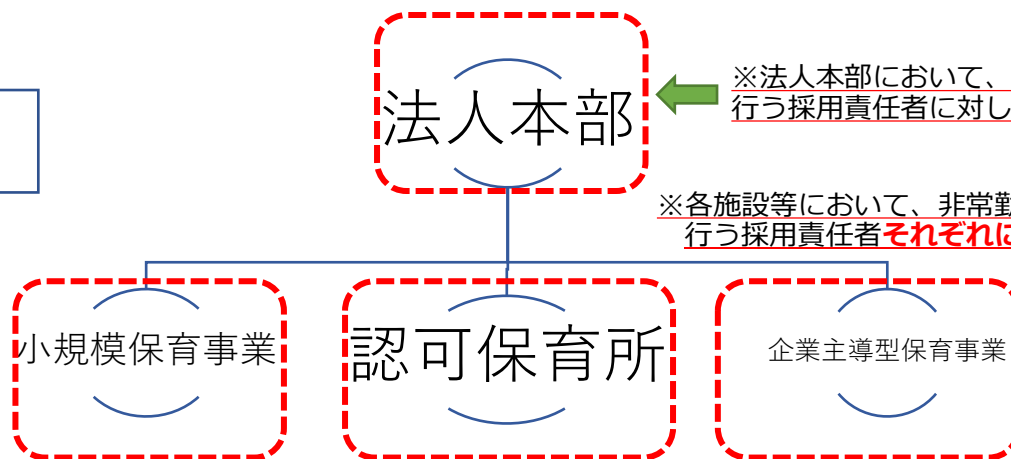
重要ポイント

この事例は、法人本部に採用権限がなく、各運営施設等に採用権限を付与している場合となります。この場合も、電子フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、法人本部職員ではなく各施設の採用責任者がそれぞれ利用者情報を登録する旨を、法人本部及び各運営施設等であらかじめ連携・調整の上、各運営施設等において「採用責任者」を選定し、「利用者情報登録」を行い、当該者の責任において安全管理措置を遵守し、データベースを活用する必要があります。

データベースの利用者情報登録について

- ④ 法人本部 – 各施設等の常勤職員**のみ**の採用業務を行っている
各施設等 – 非常勤職員や短時間勤務職員**のみ**の採用業務を行っている

「1つ」のID付与



※法人本部において、各施設等の常勤職員**のみ**の採用業務を行う採用責任者に対しIDを付与

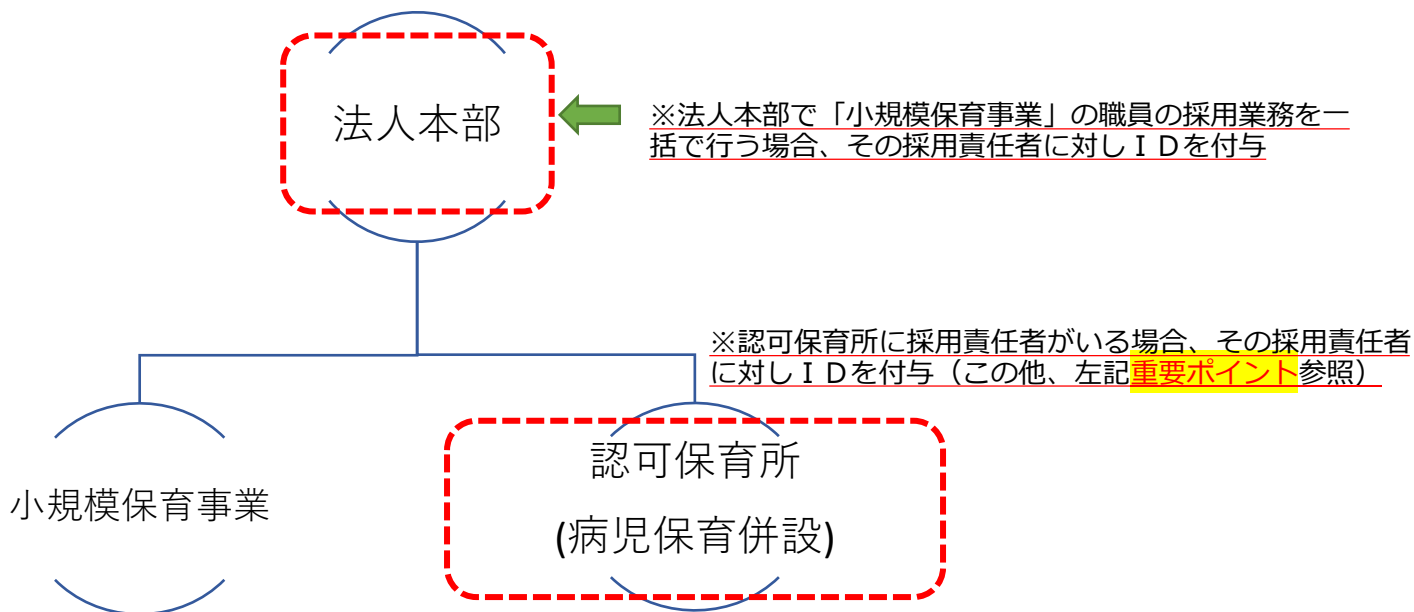
※各施設等において、非常勤職員や短時間勤務職員**のみ**の採用業務を行う採用責任者**それぞれ**に対してIDを付与

重要ポイント

- この事例は、法人本部が各運営施設等の「常勤職員のみ」の採用業務を行い、各運営施設等は「非常勤職員や短時間勤務職員のみ」の採用業務を行う場合です。
- この場合も、**電子フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、あらかじめ法人本部及び各運営施設等が連絡調整のうえ、法人本部(※主たる運営施設等である1施設宛てに依頼された電子フォームを用いて登録)**は、各運営施設等の「常勤職員のみ」の「採用責任者」として「利用者情報登録」を行い、当該者に対しIDが付与されます。なお、法人本部は各施設等の非常勤職員等についての採用権限がないため、データベースの活用はできません。
- 各運営施設等は、「非常勤職員等のみ」の「採用責任者」として「利用者情報登録」し、当該者に対しIDが付与されます。なお、各運営施設等は常勤職員についての採用権限がないためデータベースの活用はできません。

「1つ」のID付与

⑤ 法人本部と各施設等ごとに採用形態が異なる



重要ポイント

- この事例は、「小規模保育事業」の採用業務(常勤非常勤等含めすべて。)を法人本部が行い、「認可保育所」及び認可保育所に併設される「病児保育施設」の採用業務は認可保育所が行う場合です。
- この場合も、電子フォームによる利用者情報登録の依頼は、各施設・事業所の所轄庁となる自治体(都道府県等)を通じ、各施設・事業所ごとに依頼が行われることから、あらかじめ法人本部及び各運営施設等が連絡調整のうえ、①小規模保育事業宛てに依頼された電子フォームを用いて法人本部の採用責任者を登録するとともに、②認可保育所、又は病児保育施設のいずれか宛てに依頼された電子フォーム1つのみを用いて、当該認可保育所及び病児保育併設の採用責任者1名を登録します。
- この他、例えば、病児保育施設が、認可保育所とは別に採用業務を行っている場合については、「認可保育所」及び「病児保育施設」のそれぞれの採用責任者に対し、IDを付与されることとなります。
- このほか、例えば「小規模保育事業」において非常勤のみの採用業務を行っているというような場合については、「小規模保育事業」の採用責任者についてもIDを付与することとなります。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q1. 採用責任者とはどのような者を想定してるのか。

A. 民間施設においては、施設長又は施設長から権限を与えられた者を想定しています。また、公立施設においては、自治体の人事担当職員、具体的には人事課長などを想定しています。したがって、単に実務を担当している者が採用責任者となることは想定しておりません。本資料P20にあるとおり、採用責任者は、I D付与時に不正利用をしないこと、パスワードを厳重管理すること、故意過失に関わらず情報漏洩が発生した際は、こども家庭庁への速やかな報告を行う等を遵守すること等について誓約することを想定しています。

Q2. 一法人で複数施設を運営しており、保育士のうち正規職員は法人本部で採用を行っており、保育士として勤務するパートの方や短時間勤務の方の採用は、各施設で行っている場合の採用責任者の考え方と I D の払出についてどのように考えるのか。

A. 一法人で複数施設を運営し、正規職員を法人本部で一括で採用する場合については、当該正規職員の採用に係る法人内の採用責任者に対し、一つの I D を払い出すことが想定されます。

また、パートの方や短時間勤務の方の採用について、各施設で行っている場合は、パートの方や短時間勤務の方の採用に限り、各施設の採用責任者に対し、I D を払い出すことが想定されます。

このように法人や自治体での採用形態等により、採用責任者が異なることが想定されますが、採用責任者は、機微な個人情報扱うこと及び情報漏洩防止措置などについて、厳格に遵守する必要があります。

したがって、法人及び自治体は、I D の払出しに必要な利用者情報登録について、厳に必要な採用責任者にかかるもののみ申請を行う必要があります。

Q3. 一法人で複数施設を運営し、一施設で複数の事業を運営している場合の I D の払出についてどのように考えるのか。

A. 例えば、一法人で複数施設を運営し、保育士を法人本部で一括で採用する場合については、法人内の採用責任者に対し、一つの I D を払い出すことを想定しています。

この他、例えば、法人の複数施設のうちの一施設において、複数の事業、例えば、認可保育所に併設して病児保育事業を実施している場合であって、採用事務がそれぞれで行われている場合、当該認可保育所と病児保育事業の採用事務が明確に分かれている場合に限り、認可保育所の採用責任者と病児保育事業の採用責任者それぞれに対し、I D を払い出すことを想定しています。したがって、この例においては、採用責任者が明確に切り分けられる場合に限り、法人本部、認可保育所及び病児保育の採用責任者として I D が払出しに必要な利用者情報登録ができることとなります。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q4. 今後、施設及び事業所が行う作業、都道府県等が行う作業について教えてください。児童生徒性暴力等を行った者の情報の登録は、都道府県で行うという理解でいいですか。保育士を採用する施設及び事業所は当該「特定登録取消者」情報を保育士を任命し、雇用しようとするときに検索をするものと理解していますが、そのような理解で正しいでしょうか。

A. まず、今後、施設及び事業所に行っていただく作業ですが、昨日、都道府県等を通じて、データベースを利用するための「利用者情報登録」の周知依頼の事務連絡を発出させていただきました。

これは、従前より説明させていただいておりますが、児童生徒性暴力等を行ったことにより、都道府県知事により保育士登録を取り消された者の情報が格納されたデータベースにアクセスしていただくため、施設等における利用者情報の登録を行っていただくための作業となります。

登録方法の具体については事務連絡を確認していただきたいと思いますが、施設及び事業所、自治体において、採用形態を踏まえた採用責任者を選定し、事務連絡内でご案内している電子フォームの【入力用URL】にアクセスしていただき、利用者情報登録申請をしていただきます。

採用形態が複雑でなければ、おおむね5分程度で入力送信が完了する作りとなっています。

その後、施設及び事業所、自治体の採用責任者により登録された情報を元に、こども家庭庁（運用保守事業者）より、データベースを利用していただくためのID等をメール等により、利用者情報として登録いただいた第1メールアドレス宛にお送りいたします。これが付与されましたら、別途お知らせする期日までに初回ログインを行っていただき、ログインが問題なく確認できれば、4月1日からデータベースを利用する準備は完了となります。これが、データベースを実際に利用する、施設及び事業所、自治体の採用責任者の方に行っていただく作業と完了までの流れです。

この他、利用にあたって、初回ログイン方法やパスワードの変更方法など、具体的な操作方法等については、別途、ご案内します。

(次頁へ続く)

(前頁より)

次に、都道府県の方に行っていた作業ですが、まず、都道府県の方におかれましては、既に依頼をさせていただいております、児童福祉法第18条の20の4第2項に規定される児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者の情報をシステムにご登録いただく作業があります。こちらは対応済みの都道府県がほとんどと認識しております。

次に、前頁に記載した事務連絡を各施設所管課などを通じて、所管施設に周知していただくとともに、都道府県が所管する施設（公立施設）については、都道府県として利用者情報の登録、いわゆる本庁における採用責任者（人事課長など）の登録を行っていただく必要があります。作業要領は、施設及び事業所が行う作業と同様となります。（電子フォームによる登録。）

その後、施設及び事業所同様に自治体の採用責任者宛てにID等が付与されます。

次に、市区町村の作業ですが、前頁に記載した事務連絡が都道府県から送付されますので、都道府県同様、市区町村が所管する施設（公立施設）については、市区町村として利用者情報の登録、いわゆる市区町村本庁における採用責任者（人事課長など）の登録を行っていただく必要があります。作業要領は、施設及び事業所が行う作業と同様となります。（電子フォームによる登録。）

その後、施設及び事業所同様に採用責任者宛てにID等が付与されます。

繰り返すとなりますが、都道府県等は施設及び事業所が行う利用者情報の登録についての取りまとめ作業は発生しません。（電子フォームにより直接こども家庭庁に提出されるため。）

最後に、「特定登録取消者」の情報の登録は都道府県が行いますので、施設等において、保育士の任命し、雇用しようとするときを除き、保育士登録取消者に関する情報を取扱うことはありません。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q5. データベース構築の背景として過去の児童生徒性暴力等によって保育士登録の取消をされた者は、**もともと保育士登録がないのに採用申込にくることがあるのか。**

A.再登録をして採用申込に来る可能性はあると考えています。改正児童福祉法第18条の5において、保育士の欠格事由が規定されています。第1項第4号において、児童生徒性暴力等を行って「三年を経過していない者」とあります。つまり、児童生徒性暴力等を行っていても三年を経過していれば、保育士の欠格事由とはならず、再度、保育士の登録が可能となることがあります。改正法第18条の20の2に、「都道府県知事は、(略) その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。」とあります。なお、再登録については、第18条の20の2第2項に「保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。」とあり、再登録の厳格化が新たに規定されています。

さらに、法施行前に、児童生徒性暴力等に該当する行為を行ったことが発覚し、その時点で保育士登録を取り消された者は、データベースに登録される場合があるが、改正法による厳格化の対象とならず、この者が保育士として再登録された場合、保育士登録番号が新たに付番され、当該者から採用申込があり、内定後においてデータベースを検索した結果、同姓同名同生年月日かつ保育士登録番号が異なる者がヒットすることとなる。このような事例も想定されることから、以下、Q6で述べる方法などにより適切に検索を行うことに留意が必要である。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q6. 過去に児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者が、再度保育士試験を受験し又は指定保育士養成施設に入学し、新たに保育士資格を取得して、採用希望を出してくる場合があると思うが、この者はデータベースに登録されておらず、採用の際、データベースで検索を掛けても出てこないのではないか。

A.データベースには登録取消があった時点の情報が登録されるため、新たに保育士資格を取得した時点の情報はデータベースには登録されていないこととなります。しかしながら、データベースによる検索は、本資料にあるとおり、**姓名及び生年月日により行うこととなるので、過去に登録された情報がヒットすることとなります。**ただし、新たに保育士資格を取得していることから、保育士登録番号は新たに付番されており、検索結果の姓名及び生年月日は一致しているが、保育士登録番号が異なる結果が表示されることとなります。さらに、婚姻などにより姓が変更されている場合もあること、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消となった事実を秘匿することを意図して改名の上、採用希望を出してくるケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、**本人確認書類等に記載された氏名（現姓名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するなどが必要**です。

Q7. 幼稚園など、保育所等以外で勤務していて性暴力等を行った者について、**幼稚園教諭免許状の失効**などがあった場合、児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者（特定登録取消者）として検索はできるのか。また、幼保連携型認定こども園など、保育教諭を任命し、雇用する場合はデータベースを活用することはできるのか。

A.本データベースは、**保育士登録を取り消された者についてのみが検索可能**です。幼稚園教諭免許状の失効者については、本データベースには情報がないので検索はできません。また、保育教諭については、幼稚園免許状と保育士登録されている者となりますので、保育士（保育教諭）を任命し、雇用しようとするときにデータベースを活用いただくこととなります。

注)以下、Q&Aは、円滑な運用開始の準備のために現在想定している考え方をお示しするものです。変更もあり得ることについてご留意願います。

Q8. データベースを利用するためには、特定のパソコンなどを指定する（固定のIPアドレスの登録など）必要があるのか。

1月19日の説明会資料P22に2つのメールアドレスを登録するとあるが、事業所のメールアドレスの登録だけでいいのではないか。

A.データベースを利用する際、特定のパソコンでないと利用できないということはありません。ただし、前回、データベースを利用したパソコンと異なるパソコンであることをシステムが感知した場合、安全性の観点から、以下で述べる採用責任者に要求される確認コードの入力同様、パソコンの変更に伴う確認コードの入力が要求されます。したがって、データベースを利用する際にパソコンを変更した場合は、2段階の認証が求められることとなります。

また、2種類のメールアドレスを登録する趣旨は、①**第1メールアドレス**は、こども家庭庁（運用保守事業者）から施設等に固有のID等を付与し、この送付先として設定していただくメールアドレス(市区町村とやりとりしている施設代表メールアドレス等)であり、②**第2メールアドレス**は、利用者を限定するとともに安全管理措置の観点から、データベースに唯一ログインできる者(採用責任者)が利用するメールアドレス(個人携帯や施設で利用している採用責任者固有のメールアドレス)となります。

第1メールアドレスは、事業所で共有しているメールアドレスで結構ですが、第2メールアドレスは、施設長など採用責任者の個人メールアドレス（個人携帯が必要となります。IDは事業所内で共有できるアドレス等宛に送付されますが、一方、データベースにログインするために、第2メールアドレス宛に自動送付される確認コードの入力が求められ、これらを入力していないとログインできない仕組みとなっているためです。

データベース利用者情報の登録について

【利用者情報登録の根拠】

- 保育士を雇用するときにデータベースを活用することは、改正法18条の20の4等により、保育士を任命・雇用する者に課された義務となります。

【利用者情報登録について】 ※23ページ下段「利用者情報登録と検索」参照

- 保育士の配置についての法令上の位置づけ等に応じ、データベースにアクセスするためのIDが付与される施設・事業所については、令和6年4月1日以降すみやかにデータベースを活用できるよう、事前の利用者登録をお願いすることになります。

○対象施設ID登録の流れについて

- ① **こども家庭庁**から施設・事業所に対し、**都道府県及び市区町村**を經由し利用者情報の登録依頼
 - ② **施設等**は採用責任者名、役職、電話番号、メールアドレス等、利用者情報の作成
 - ③ **施設等**は②で作成した利用者情報を**構築業者**に提出（※）
 - ④ **構築業者**がIDを付番、**事業者**に直接配付開始
-
- ⑤ 配付されたID等をもとに**事業者**が初回ログイン
 - ⑥ **初回ログイン**をもって登録完了

1月下旬
┆
2月下旬

2月中旬
から順次
┆
3月末

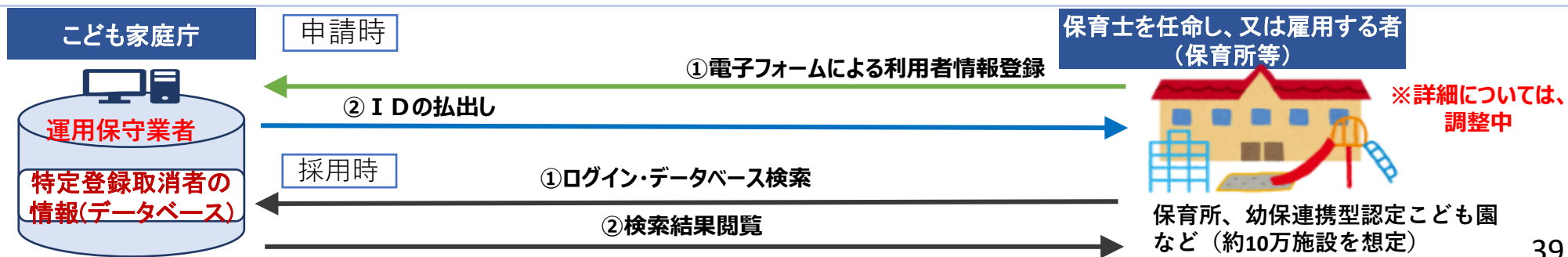
※取りまとめた利用者情報は、後日都道府県及び市区町村に確認依頼予定

参考資料

保育士特定登録取消者管理システムの概要

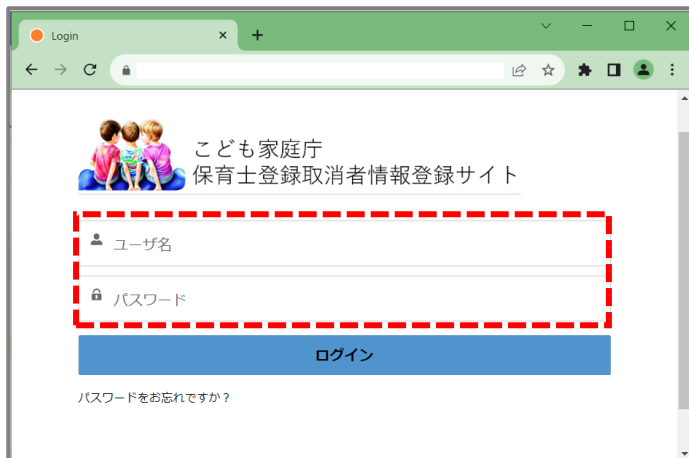
- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け**。
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（⇒令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるものに対しデータベース利用IDを付与
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ この他に、IDが付与されていない施設・事業所において保育士を任命・雇用する場合のデータベースの確認のための手続きについて別途検討中
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



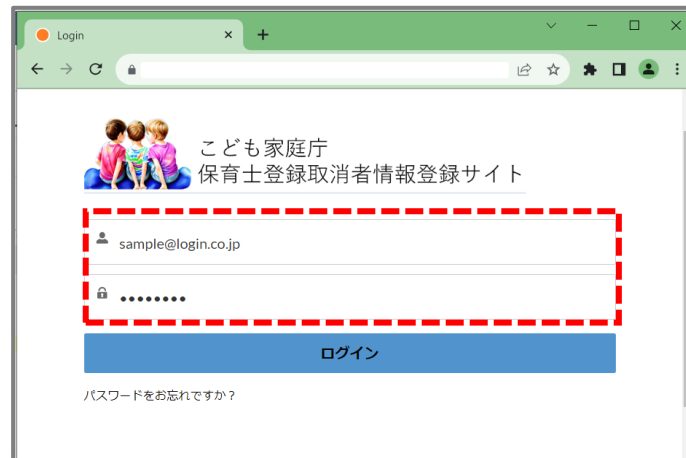
以下の手順にて「**保育士特定登録取消者情報登録サイト**」へのログインします。

①ログイン画面へアクセス



PCのWebブラウザからログイン用の画面へアクセスします。

②ログイン情報の入力



ログインIDを入力しログインボタンをクリックします。

2段階ログイン

③端末の認証

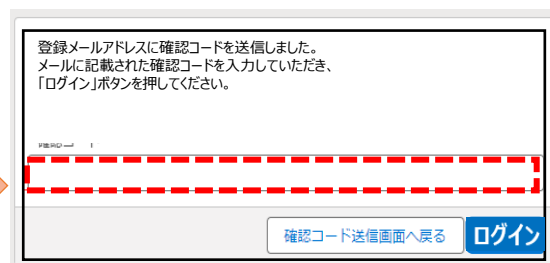
※初回ログイン時のみ(利用するPCの変更を感知した場合)



事前登録された採用責任者固有のメールアドレス宛にログイン用

④確認コードの認証

※毎回ログイン時に求められる確認コード



事前登録された採用責任者固有のメールアドレス宛にログイン用確認コードが送付されますのでブラウザ上で入力しログインボタンをクリックします。

⑤ログイン成功



正しい確認コードが入力されるとログインに成功しサイトのホーム画面が表示されます。

確認コードが送付されるのでブラウザ上で入力し検証ボタンをクリックします。

※都道府県に対して、1都道府県あたり3つのID配布を想定しています。

データベース検索イメージ①

検索条件の入力欄

検索結果の表示欄

保育士取消情報の検索

姓(漢字)と名(漢字)、生年月日を入力して「この条件で検索する」ボタンを押下することで、保育士特定登録取消者かどうかを検索できます。

検索した保育士が保育士特定登録取消者だった場合、検索結果に表示されます。

検索条件

姓(漢字) 必須	名(漢字) 必須	生年月日 必須
説明会	太郎	2000/01/01
姓(漢字)	名(漢字)	生年月日
田中	太郎	1999/01/01
姓(漢字)	名(漢字)	生年月日
姓(漢字)	名(漢字)	生年月日
姓(漢字)	名(漢字)	生年月日
姓(漢字)	名(漢字)	生年月日

クリア この条件で検索する

検索する保育士に関する情報を入力し
検索ボタンをクリック頂きます。

複数人の保育士情報を入力でき、
一括で検索することができます。

検索結果 (1)

管理No.	保育士登録番号	保育士名	生年月日	本籍地	保育士証に記載...	
1	CM-00057	東京都-12345	説明会 太郎	2000/01/01	東京都	説明会 太郎

入力した保育士情報をもとにした
保育士特定登録取消者データベースへの
検索結果が表示されます。

ヒットした保育士特定登録取消者に
関する詳細情報を確認する画面へのリンクが表示されます。



保育士取消者管理情報
東京都-12345

保育士名	取消年月日	特定取消者該当
説明会 太郎	2023/11/09	該当

▼ 本人情報

保育士名
説明会 太郎

氏（ふりがな）
せつめいかい

本籍地
東京都

保育士証に記載されている氏名（取消時の氏名と異なる場合）
説明会 太郎

保育士登録番号
東京都-12345

名（ふりがな）
たろう

生年月日
2000/01/01

保育士証に記載されている旧姓の氏名（登録者の希望で併記されている場合）
ぶるとたろう

▼ 取消情報

取消年月日
2023/11/09

最終更新日
2023/11/30

特定取消者該当
該当

児童生徒性暴力等に関する情報
第1号相当

▼ 登録者情報

取消者情報登録者

システム登録県

取消者情報登録日

2023/11/01

(参考) 児童福祉法の関係規定等

児童福祉法 (抄)

第十八条の四 この法律で、**保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者**をいう。

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 保育士試験に合格した者

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

②・③ 略

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当するものを除く。以下この状において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

- 一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士（略）の登録を取り消された者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士（略）の登録を取り消されたもののうち、保育士（略）の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明した者

②・③ 略

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めたととき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

② 略

第十八条の二十の四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者(児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。)の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

(参考) 児童生徒性暴力等の定義

○「児童生徒性暴力等」とは

児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為（教育職員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等）をいう（法第18条の19第1項第3号）。

- ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第4号）
 イ 衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を書する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第5号）。

○ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

○ ①については、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。

○ ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

○ ③については、

・ 刑法第182条の罪8：16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等）、

・ 児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる）、

・ 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）8：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）

がここに含まれる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。

○ なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

○ ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。